

デフレーター分科会関係

現行デフレーターの問題点とデフレーター検討資料

(デフレーター分科会資料 No. 1-1)

1. デフレーター分科会の審議の重点

現在のデフレーター(名目額の実質化の方法)については理論的にも未開拓の面がかなりあり実際的にも問題点が多く更に深い研究ないしは検討が望まれている。しかし当分科会としては学問的な深い理論はしばらくおき、実務家的な立場から実質化については具体的な手続さ、問題およびそれに付随する若干の理論を検討するのが妥当と思われる。その主な点を記してみると次のようなものが挙げられよう。

1) 現在は支出面についてのみ実質化がなされているが、デフレーターとデフレーターとの見合、使用デフレーターの改廃などがあり問題がある。これを如何ように改めるか。

◎名目額をデフレートする立場をとるとしたら

○理論的根拠を何におくか。等価性におくか、不変価格方式におくか、またこれらの混合方式によることも考えられるが、この場合の理論的説明は如何。quality changeの問題をどう考えるか。

○デフレーターとしては現行の物価指数で十分か。現存物価指数は国民経済計算のためのデフレーターとしては設計さ

れていないので、デフレーターとデフレーターとの見合が充分でない。また、不変価格表示方式をとる場合には、現行のラスパイレズ型指数をパーシエ型指数への移行が当然要求されるが、その際の諸問題——現存指数作成省に対する関係、計算方式、作業量、発表遅れ——の取扱いは如何。

○デフレートする場合の最小計算単位(デフレーター)の決定と名目額の延長推計との関係

この点については、できるだけ小さい単位に選りデフレートするのが望ましいという立場と、デフレーターおよび物価指数の資料上の制約から一定のデフレーター・ユニットが存在するという見方があり、どの程度の単位とするかが問題である。

◎実質額を延長する立場としては

○延長指数としては、どのようなものを考えるか。また、この方法による実質額と名目額をデフレートする方法によるものとの優劣は、

○この際、implicit deflatorの公表の必要の有無

2) 支出面以外の所得面、生産面についての実質化は必要であるか。必要な場合はその方法、理論的根拠、国民経済計算3面の相互関係、はどうなるか。

3) 実質額は現在「年および年度」についてのみ計算しているが、四半期別の公表は必要であるか。なお、基準価格は何時にするか。

4) 実質額表示の表の様式の決定

注 1) 生産面について実質化をおこなっている外国名(除東欧)

○要素費用表示の国

アルゼンチン、オーストリア、ベルギー、チリー(総生産)、コロンビア、サイプロス、デンマーク、エクアドル、マラヤ連邦、フィンランド、ギリシャ、ホンジュラス、インド(総生産)、イタリア、韓国、ナイジェリア、ノールウェー、ポルトガル、トルコ、イギリス(低レ指数)

○市場価格表示の国

アルジェリア、ブラジル、ビルマ、フランス、西ドイツ、アイスランド、ジャマイカ、ニカラガ、パラグアイ、タイ、ベネゼラ

資料………国連国民所得年鑑

注 2) 経済企画庁調査局「経済要覧」には、実質所得性計物価指数として総合消費着物価指数(国民所得部)と

生産財物価指数(日銀)を0.75:0.25で加重平均したものを掲示している。

注 3) イギリスの生産物法(実質額の延長)については、国民経済調査委員会基礎資料第3巻がある。

注 4) 所得面等も含めた実質化の方法としては *double deflation Method* (実ア) などの方法も考えられている。

2. デフレーター現状と問題点

現在、国民所得統計では、支出面についてのみ実質化をおこなっているが(「年および年度」)、国民総支出の主要構成項目(*deflatend*)に見合うものとして、わずかに4種の *deflator* を使用しているだけであり、*deflator* と *deflatend* との対応、使用される *deflator* そのものの性格などかなりの問題点が含まれている。その主なものを述べると次のようになる。

1) 消費的支出

a) 個人消費支出

- ◎使用デフレーター………総合消費財物価指数
- ◎算出方法………都市消費着物価指数と農村消費着物価指数を26年度の個人消費支出額の農村・非農村の割合(農村40:都市60)をウェイトとして加重平均
- ◎問題点………総合消費財物価指数は総合指数一本として算出され、個人消費支出の金額を *deflate* し

ているが、費目別または農家、非農家別にこれを deflate することも考えられる。

農家対非農家の割合は 9 ~ 11 年で 67 : 33、
25、26 年度で 60 : 40、30 年度で 65 : 35、
35 年度で 73 : 27 とかなり変動しているが、60 :
40 と固定している。

6) 政府の非常支出

◎ 使用デフレーター } 個人消費支出に同じ。
◎ 算出方法 }

◎ 向 題 点 個人消費支出のデフレーターをそのまま使用しているが、支出の内容は個人消費支出と政府非常支出とはかなりの差異があるので、別のデフレーターを考える必要がある。

註) 都市については戦前は上田指数(大正3年=100)朝日指数(大正3年7月=100)、統計局指数(昭和12年7月=100)、森田指数(昭和11年=100)を1本にリンクして5~19年を求め、戦後は21年度を日銀小売実効物価指数を、22年以降29年度までは総理府統計局の東京消費者物価指数を、30年度以降は同局の全都市消費者物価指数(30年=100、35年=100)をリンクして現在に至っている。なお、戦前と戦後は東京の戦前基準指数の30年を30年基準の全都市の指数に

リンクしている。農村については、戦前は全国農業会の農村物価指数(昭和12年=100)と東京帝国大学の農家購入物価指数(昭和9~11年=100)とをリンクして5~19年を求め、戦后については21~23年を農林省試算の指数で、24~25年を農林省農産区済調査物産統計報告の設計用品及木価格指数(24年=100)で、26年以降を農林省統計調査部の農村消費者物価指数(26年度=100、35年度=100)でリンクして現在に至っている。戦前と戦後は戦前基準指数の24年を上記の設計用品及木価格指数でリンクしている。

2) 投資的支出

2) 民間設備投資(個人住宅および生産者耐え施設)

◎ 使用デフレーター 日銀卸売物価用途別指数の生産財物価指数

註) 戦前については、日銀卸売実効物価指数(5~9年=100)を9~11年基準に換算、戦后には26年1月まで日銀生産財実効物価指数(9~11年=100)をとり、26年2月以降は、日銀生産財卸売物価指数を用いて現在に至っている。

◎ 向 題 点 設備投資と生産財物価指数の内容が対応していない。主体別、資本財種別等にわけてデフレートすることが望ましい。生産財物価指数は、ウエ

ートは全国卸売取引額であるが、価格は東京地区よりボ
 めているので、その代表性が問題になる。

b) 政府設備投資

- ◎使用フレーター } ----- 民間設備投資と同じ。
- ◎問題点

c) 民間および政府在庫投資

- ◎使用フレーター ----- 在庫物価指数
- ◎算出方法 ----- 上記総合消費財物価指数と生産財物価
 指数の単純算術平均
- ◎問題点 ----- 在庫投資と在庫物価指数の内容が明
 白に対比されない。

3) 非常海外余剰

a) 輸出と海外からの所得

- ◎使用フレーター ----- 輸出単価指数 (36年/2月まで)
 貿易価格指数の輸出指数 (37年/1月以降)
- ◎問題点 ----- 輸出入単価指数は、ドル建輸出入価
 格指数 (為替相場の変動調整) を輸出入数量指数 (連鎖式
 ラスパイレス式) で割って求めたもので品目・銘柄等統一
 されたものでなく実効価格的なものである。
 貿易価格指数はフィッシャー式で求められてい
 るが、品目の単位価格をもとにしているため、実効價格的
 性格が残っている。輸出入の内容は財貨・サービス・所得
 の覆松から構成されるが、価格指数は財貨のみのものであ

り、サービス・所得の面が欠陥する。

b) 輸入と海外への所得

- ◎使用フレーター ----- 輸入単価指数 (36年/2月まで)
 貿易価格指数の輸入指数 (37年/1月以降)
- ◎問題点 ----- 同上

3 物価指数一覧

1) 消費者物価指数 (全都市)

- a) 基準時および基準時価格 ----- 昭和35年 = 100 (1
 ~ 12月指数の単純平均)、基準時価格は季節項目のみ
 34年、35年の月別平均支出金額による加重平均、そ
 の他は1~12月の単純平均

- b) 価 格 ----- 昭和34年4月現在の市制施行地
 より無作為抽出された29都市より選定された店舗の小
 売価格 (1都市平均々価格)、調査期日は毎月12日を
 含む週の水、木、金曜のうちの日、但し、生鮮食料品
 は調査日を含む前3日間の中央値をとる。

- c) ウエート ----- 昭和35年の家計調査の品目分類
 による。1世帯当りの品目別平均支出金額。

- d) 指数品目 ----- 274品目 (332銘柄)

- e) 算 式 ----- 基準時加重相対法算式

$$\frac{\sum \left(\frac{P_t}{P_0} W_0' \right)}{\sum W_0'} W_0$$

P_0 都市別、品目別の基準時価格
 P_t 同上比較時価格
 W_0 基準時における各都市が属する層の品目別
 総支出金額
 Σ' 層についての和(都市についての和)
 Σ 品目についての和

f) 分類、ウエート、品目数

総合(10,000 332銘柄)
 食料(4,522 129銘柄)
 穀類(1,373)
 その他の食料(3,149)
 魚介(462)、肉類(334)、乳卵(333)
 野菜(354)、乾物(92)、加食品(405)
 調味料(320)、菓子系物(520)
 住居(928 41銘柄)
 家賃地代(242)
 住宅修繕(166)
 水道料(51)
 家具什器(469)
 光熱(534 7銘柄)
 被服(1,296 60銘柄)
 衣料(918)
 身のまわり品(378)

雑費(2,720 95銘柄)
 保健衛生(801)
 交通通信(305)
 教 育(430)
 文房具(60)
 娯楽娛樂(943)
 たばこ(181)

g) 発表期間その他-----全都市指数、兼前基準指数(東京)

とも昭和21年8月より現在まで

2) 農村消費者物価指数(農林省)

a) 基準時および基準時価格-----35年=100(1~12
 月指数の単純平均)。一般品目は35年1~12月の月
 別価格を単純平均により、季節品目は農産物物販統計に
 よる月別消費量をウエートとした加重算術平均値を基準
 時価格とする。

b) 価 格-----農村物価指数統計の統計用品購入
 価格、農林生産物販売価格、農業用品購入価格、農村賃
 金、および総理府統計局小売物価統計の小都市平均価格、
 農家経済調査評価価格(うるち米、もち白米の自給)

c) ウエー ト-----農家経済調査物価統計による月別
 費目別家計支出金額の35年1~12月の合計(品目別
 ウエートは物販統計の品目別支出金額の割合を上記に適
 用して作成) 季節品目については、月別ウエートを別

途に作成。

d) 指数品目-----167品目(180銘柄)

e) 算式-----基準時加重算術平均式

f) 分類

総合指数(10,000 180銘柄)

食料(4,391 86銘柄)

内 穀類(2,161)

内 その他の食料(2,230)

内 魚介、肉、卵、乳(670)

衣服(1,137 30銘柄)

光熱(463 7銘柄)

住居(1,054 21銘柄)

内 家財・家具(761)

雑費(2,517 36銘柄)

臨時費(438)

g) その他-----農村物価指数とは、毎季部分を考

慮している点が大きな違いである。

(参考) 農村物価指数(家計用品)

a) 基準時および基準時価格-----昭和32年度=100

(4~3月指数の単純平均)基準時価格は4~3月
単純平均

b) 価格-----全国より任意抽出によって選

ばれた473町村内の小売価格。ただし一部の品目

(品目番号90 せんべい~118 授業料の29
品目)は統計調査事務所の前在地の小売価格、15
日現在の価格)

c) ウェイト-----農家経済調査 昭和32年度

の農家ノテ当り全国平均の現金支出額

d) 指数品目-----160品目

e) 算式-----変形ラスパイルレス式

$$\frac{\sum \frac{P_i}{P_0} W_0}{\sum W_0}$$

但し、 P_0 品目別 全国平均基準時価格(報告町
村についての単純平均)

P_t 品目別 全国平均比較時価格

W_0 品目別の農家ノテ当り基準時の現金支
出額

\sum 品目についての和

f) 分類・ウェイト・品目数

総合(家計用品) (100.00 160品目)

主食 (5.11 6品目)

米 (3.39)

麦 (1.72)

非主食 (24.97 67品目)

いも (0.10)

豆 (0.12)

野菜 (0.63)

海藻および乾物 (0.58)

魚介 (6.33)

肉・卵・乳 (2.01)

加工食品 (1.98)

調味料および油脂 (4.53)

酒 (3.74)

菓子・果物 (4.95)

被服 (19.68 28品目)

家計光熱 (4.58 6品目)

住居 (18.31 24品目)

雑品 (27.35 29品目)

保健・衛生 (7.86)

教育 (5.64)

娯楽・娯楽 (6.28)

たばこ (3.78)

交通・通信 (3.79)

3) 日銀東京小売物価指数

a) 基準時および基準価格 ----- 昭和27年 = 100

b) 価格 ----- 東京都内小売業者80社につき月
 共1日の小売価格(季節変動食品については、月次3日
 間の平均価格) 端境期のため価格が得られない場合に
 は前月比係合として計算

c) ウェイト ----- 原則として昭和27年中の東京都
 における小売業者販売額(商業センサス)

d) 採用品目 ----- 191品目(電灯・ガス料金を含
 ます)

e) 算式 -----
$$\frac{\sum \frac{P_t}{P_0} W_0}{\sum W_0}$$

但し、 P_t 、 P_0 ----- 比較時基準時の価格(品目別)

W_0 ----- 基準時の販売額(品目別)

f) 分類 ----- 基本分類(用途分類も加味した商
 品分類)

食料品 (52.47% 71品目)

米 穀

炭	類		
粉	類		
豆	類		
野	菜	}	(季節変動食品)
果	物		
解	凍		
塩	干物類		
	畜産食品		
	調味料		
	菓子		
	し好品		
鐵	雜製品	(18.78%	33品目)
	鐵物		
	縫製品		
	メリヤス類		
	鐵雜製品		
金	屬製品	(7.21%	26品目)
	板機器具		
	金物		
木	製品	(4.32%	11品目)
紙	料	(2.29%	6品目)
雜	品	(14.93%	44品目)
	化粧品・薬材		

- 軟および軟製品
- 皮革製品
- ゴム製品
- ガラス・陶磁器
- その他雜品

g) 戦前基準指数-----昭和27年1月まで

$$\frac{\text{旧指数}}{\text{旧指数の昭和9~11年平均}}$$

昭和27年2月以降

$$\text{現行指数} \times \frac{\text{戦前基準の27年1月指数 (上記で算出されるもの)}}{\text{昭和27年1月の現行指数}}$$

4) 主要都市標準建築費指数 (建設工業協会)

a) 基準時及び基準時価格-----25年6月=100 (朝鮮戦乱勃発当時)

ア) 東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、金沢、仙台、札幌の9都市別に昭和25年6月基準指数

イ) 25年6月東京基準の各都市指数

ウ) 東京基準地域差指数

b) 価 格-----原価 (清水建設の調査資料) に利権を附加した計算価格。但し、労務賃金については定額賃金指数を使用

18
3.77 61.6
3.77 3.77

1.0
3.77

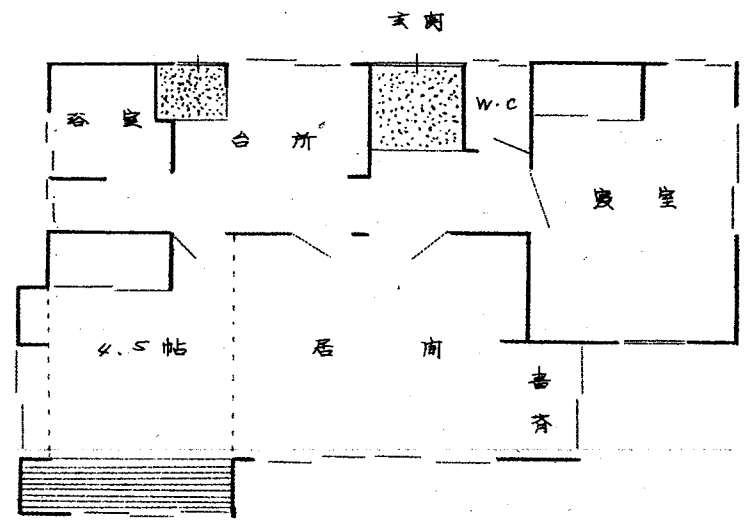
c) シェート-----27年6月の直接工事費(除、
板設費諸巻費等、但し、庶民住宅には電灯、水道の屋内
工事費を含む)

d) 算式----- ΣPW P直接工事費の構成費
目の単価変動率、W直
接工事費の構成比

e) 中流住宅指教

- 木造 平家 61.6 m²、日本瓦葺、モルタル塗吹付、
割栗基礎
- 材料 680.0
砂利 33.4、セメント 48.5、杉正角 223.5
杉板 199.0、粘土瓦 55.5、亜鉛鉄板 19.6
丸釘 16.6、硝子 15.5、プラスター 39.0
ペイント 29.4
- 労務 320.0
大工 202.0、土工 18.8、板金工 13.6、
左官 62.0、塗葺工 15.5

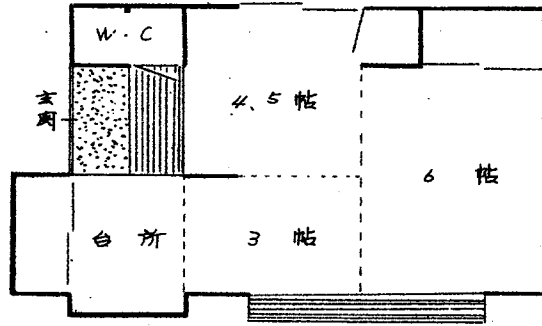
○平面図



f) 庶民住宅指教

- 木造 平家 34.7 m²、セメント瓦葺 下見板張、
割栗基礎
- 材料 714.0
砂利 27.2、セメント 90.6、杉正角 214.0
杉板 282.0、亜鉛鉄板 20.0、丸釘 10.5、
硝子 26.5、プラスター 43.2
- 労務 286.0
大工 204.0、土工 15.0、板金工 14.0
左官 53.0

○平面図



ル塗吹付、木材延 m^2 当り $0.242 m^3$

○材料 69.70% 労務 30.30%

5) 全国木造建築費指数 (日本不動産研究所)

a) 基準時および基準時価格-----昭和30年3月 = 100

(戦前基準は昭和13年3月を基準)

b) 価格および採用品目-----都府県庁所在地都市の45都市の
入れその他にあらわれる実態価格であって、都市の木造
住宅建築を程度に応じて四つの段階に区分し、各段階に
おける中位の坪当建築費をとる。

c) 算式----- $\frac{1}{45} \sum \left(\frac{1}{4} \sum \frac{P_i}{P_0} \right)$

但し、 P_0, P_i 基準時および比較的の都市別、住宅
程度別坪当り建築費

\sum' 住宅程度についての和

\sum 都市についての和

d) 分類-----全国木造建築費指数 / 本(住宅を
対象)

6) 日銀卸売物価指数

a) 基準時および基準時価格-----昭和35年

b) 価格 原則として生産者にもっとも近い
卸売業者の販売契約価格、但し、機械のごとく主として
メーカーの直売が行なわれている場合はメーカーの販売

7) 鉄骨鉄筋コンクリート造事務所

○鉄骨・鉄筋コンクリート造、地下1・地上5階、

延 $3.501 m^2$ 、2丁掛タイル貼、松丸太末口 $15 cm$

基礎、構造延 m^2 当り鉄骨 0.0487 、鉄筋 0.077 、

コンクリート $0.727 m^3$ 、

○材料 72.80% 労務 27.20%

8) 鉄筋コンクリート造事務所

○鉄筋コンクリート造 地下1、地上4階、延 $1.775 m^2$ 、

2丁掛タイル貼、松丸太末口 $15 cm$ 基礎、構造延 m^2

当り鉄筋 0.077 、コンクリート $0.619 m^3$

○材料 69.80% 労務 30.20%

9) 木造事務所

○木造、2階、延 $456 m^2$ 、亜鉛鉄板瓦葺、モルタル

契約価格、価格は原則としてノ品目、2社以上から調査、調査価格数は1,693、調査先数は約650(東京または近辺)

c) ウェイト-----工業センサス(工業製品)、農林省統計表(農林水産物)、本邦鉱業の趨勢(鉱産物)、通関統計(輸入品)等よりもとめた昭和35年全国取引額

d) 算式-----固定ウェイトによる加重算術平均法(個別品目指数は各調査価格指数の単純算術平均)

e) 基本指数

ア) 対象-----企業間取引される国内生産品(輸出品を含む)および輸入品、直接家庭に販売される電灯、ガスの料金は除く、生鮮食料品は月次指数より除外、年次指数には別枠として含めてある。

イ) 採用品目-----770品目(1,200銘柄)

ウ) 分類

○食料品、繊維品、鉄鋼、非鉄金属、金属製品、機械器具、石油・石炭・同製品、木材・木製品、窯業製品、化学品、紙・パルプ・同製品、雑品目(商品の属性で分類されたもので業種分類とは必ずしも一致しない。サービス、不動産、証券、建設物の取引価格は当然含まれていない)

○工業製品(標準産業分類の製造業で産出される商品

にほぼ一致、加工度の低いものe.g. 茶・塩干物は除く)、非工業製品(工業製品を除く商品)

農林水産業生産物(野菜、果物、鶏卵などの生鮮食品は含まない)、
鉱業生産物
その他

f) 用途別指数

ア) 対象-----基本指数の対象より輸出入を除く(生産財と最終需要財を総合しても基本指数にはならない)

イ) 採用品目-----生産財指数575品目、最終需要財指数299品目、投資財指数200品目

ウ) 分類

○生産財指数(物の生産のみでなくサービスも含めた広義の生産e.g. 建設、運輸、通関のために消費される商品)

原・燃料

素材材料

建設以外の生産原材料として使用される未加工の財、くず鉄等の原料くずも含む

製品原材料

既に一度生産過程を至て、何らかの加工が施され、さらに次の生産に使用されるもの

燃料・動力 { 生産に使用される燃料または動力
 系、燃料で消費されるものは入ら
 ない

建設材料

○最終需要取指数(上記の生産活動で生み出され家計
 消費や投資などの最終需要に向けられるもの)

資本財 { 生産手段として使用される設備、施設、
 什器などの耐久財

消費財 { 家計で消費ないし使用される財

耐久消費財 { 耐久、非耐久は原則として耐用年
 数3年によって区分

非耐久消費財 { 生鮮食品を含まず

○投資取指数(厳密には建設物と資本財の集約である
 べきであるが、建設物の価格調査が困難なため、そ
 の代用として上記の建設材料と資本財を統合した)

8) 部門別指数

ア) 対 象-----主要業種の購入する商品、販売する商品
 の物価。部門は生産活動の種類によって区分している
 ので、同一企業が異なった種類の商品の製造を行なっ
 ている場合には、それぞれ別部門にその生産活動は分
 類される。投入には、資本財の購入および労働サービ
 スの購入は含まない。また、部門内取引も含まない。

イ) 価 格 -----メーカーの購入価格(工場持ち渡)と販
 売価格(工場渡)ではなく、次問屋の価格である。

ウ) ウェイト -----30年10月より各部門の商品投入額およ
 び産出額を使用、採用品目の取引額のみウェイトにす
 る(単式ウェイト)

エ) 採用品目 -----総数656品目、但し、基本指数で調査
 していない2ノ品目が追加されている(e.g. 砂鉄)

オ) 鉄産品製造部門

鉄鋼製造部門

化学品製造部門

機械製造部門

一般機械製造部門

電気機械製造部門

カ) 戦前基準指数

明治33年10月基準、昭和8年基準、昭和23年1月
 基準、昭和27年基準、昭和35年基準を総合、各類別
 にそれぞれ独立にリンク、生産財、資本財、消費財、建
 設材料、燃料・動力の指数は、旧指数における生産財、
 資本財、消費財、建設材料、燃料に35年1月でそれぞ
 れ接続(但し、生産財と資本財は新旧の概念が異なるの
 で、27年1月まで随時推計をした)。

算出方法

- ア) 明治33年10月～昭和5年12月
 明治33年10月基準指数 ×
$$\frac{\text{戦前基準の昭和6年平均指数}}{\text{明治33年10月基準の昭和6年平均指数}}$$
- イ) 昭和6年1月～昭和20年12月
 昭和8年基準指数を昭和9～11年基準に換算。但し、昭和15年～20年のトレンドについては若干の補正
- ウ) 昭和21年1月～昭和27年12月
 昭和23年1月基準指数と昭和8年基準指数とのウエイトを用いて、フィッシャー式により昭和23年1月物価の昭和9～11年平均物価に対する倍率を算出し、これを昭和23年1月基準指数に乗じて算出
- エ) 昭和28年1月～昭和34年12月
 昭和27年基準指数 ×
$$\frac{\text{戦前基準の昭和27年12月指数}}{\text{昭和27年基準の昭和27年12月指数}}$$
- オ) 昭和35年1月～
 昭和35年基準指数 ×
$$\frac{\text{戦前基準の昭和35年1月指数}}{\text{昭和35年基準の昭和35年1月指数}}$$

2) 週間卸売物価指数 (歪企方)

- α) 基準時および基準時価格-----昭和30～32年平均
- β) 価格-----任意抽出によって選出されたオス次卸売商(東京地区)の週次販売価格オス次卸売商の存在しないもの、または、価格把握の困難なものはオス次卸売商の価格を調べる。(ノ品目について平均4店舗) 4価格の中央値を計算に採用
- γ) ウエート-----「生産者出荷額」(工業統計)より「輸出額」(貿易統計)を差し引き「輸入額」(貿易統計)を加えたもの、業種分類および用途分類の併用のため単式ウエート法によっている。前指数では、公販制度対象品目の公販価格で流通する部分と市中(価格で流通する部分)とのウエートを半々と仮定したが、新指数では実態に合わせている。
- δ) 採用品目-----製造業製品28ノ品目(332銘柄)、素材15品目(20銘柄) 季節変動や一時的要因で大きく動く生鮮食料品、注文生産品は除かれる。
- ε) 算式-----固定ウエートによる加重算術平均値

$$\frac{\sum \left(\frac{P_i}{P_0} \right) W_0}{\sum W_0}$$

但し、 P_0, P_t 基準時、比較時の品目別

W_0 国内卸売市場の品目別取引金額

f) 分類

○ 製品分類 おおむね標準産業分類の中分類に準ずる。
素材部内(製造業以外の品目)は別掲。

○ 用途分類

ア) 燃料動力

燃料または動力源として消費されるもので素材、製品の別は問わない。

イ) 生産財

製造業の工程で原材料として消費されるものおよび梱包材料など輸送・保存の材料として使用されるもの。

ウ) 建設資材

主として土木および建設工事のための資材として消費される製品

エ) 資本財

機械・装置・什器・備品等原材料以外のもの。
但し、耐久消費財に分類されるものを除く。

オ) 耐久消費財

一般に民生用として使用される耐久的製品

カ) 非耐久消費財

一般に民生用として消費される非耐久的製品(耐

用年数3カ年で区分)

g) 発表期間-----昭和25年以後

h) その他-----昭和30年~34年までは月央の
ノ真向の指数をもつて月次指数、さらにその単純平均を
もつて年次指数を作り、35年以降は週別指数、4週、
または5週の単純平均によつて求めた月次指数、その単
純平均の年次指数を算出する。

8) 農村物価指数(農産物、農業用品)

a) 基準年および基準価格-----昭和32年度=100 農産
物については基準年度の月次販売数量により月別価格の
加重算術平均を基準時価格とする農業用品は月次価格の
単純平均を基準時価格とする。

b) 価格-----農村物価賃金調査による自由取引
の農家販売価格および最寄りの店頭価格

c) ウエート-----農家経済調査の昭和32年度の現
金収入および現金支出

d) 採用品目-----農業生産物/分類50品目 農
業用品/分類108品目

e) 算式-----加重算術平均式(ラスパイレス式
の変形)

f) 分類およびウエート

○農産生産物

米 (43.43)

政府充、自由売

麦 (4.40)

大麦、裸麦、小麦

いも (3.06)

雑穀豆類 (2.48)

野菜 (2.77)

野菜、葉菜、根菜

果実 (5.18)

工業作物 (2.67)

なたね、菜たばこ、その他工業作物

繭 (4.92)

畜産物 (10.84)

鶏卵 (7.82)

牛乳 (5.88)

肉畜 (3.83)

仔畜 (2.31)

わらおよびわら工品 (1.25)

○農業用品

種苗 (3.33)

炭畜 (11.87)

肥料 (26.47)

無核炭、有機質

飼料 (17.20)

農薬薬剤 (3.49)

諸材料および加工原料 (4.49)

光熱動力 (2.37)

農機具 (15.48)

大農具、小農具

建築資材 (8.47)

農用被服 (1.97)

賃借料および料金 (4.86)

9) 貿易価格指数(大蔵省)

a) 基準時および基準価格-----昭和35年、基準時価格は基準年の輸出入額を輸出入量で除して求める。(年次指数と月次指数は対応しない。)

b) 価格-----輸出は本船渡価格(FOB)、輸入は到着価格(CIF)をとり、母連表示360円=1円として換算(昭和27年7月以降)したもので、輸出入額を輸出入量で除して得られる Unit Value として求める。資料は、輸出入申告書等の通関上の諸申告より作製

c) ウエート-----基準年および比較年(月)の輸出

入金類

1) 指数品目-----標準国際貿易分類改訂版(SIT

C, Revesis)の6桁分類を品目とする。

2) 算式-----Fisher式

3) 分類(外国貿易概況に公表のもの)

○輸出指数

総合指数

食料品 内農分類

繊維および同製品、繊維原料、織物用糸、織物、

衣類

化学製品

非金属鉱物製品

金属および同製品、金属、金属製品

機械

雑品 内木材および同製品

特殊分類指数

食料品

原料品

加工製品

○輸入指数

総合指数

食料品 内穀類

繊維原料

金属鉱およびくま

原料品(その他) 揮油用種子、ゴム、木材、

非金属鉱物

鉱物性燃料

化学製品

機械

雑品 内金属

特殊分類指数

食料品

原料品

鉱物性燃料

加工製品

2) その他-----本指数に使用される貿易統計(普

通貿易統計)には下記のものを含まない。

○少額貨物(3万6千円以下の貨物および一定範囲の
外為法規制除外貨物)-----昭和36年10月以降

○鬼本品、送輸入品、贈与品、寄贈品(ララ、ケア、
ユニセフ等)、船用品の積込み、旅客用品、炊具用
品、駐留軍、国連軍およびこれら要員に属する貨物
(所謂特殊貿易品)

○日米相互防衛援助協定によって日本政府が輸入した
もの、なお、貿易数量指数は金額指数をこの価格指
数で除して求めている。